

例外給付申請に際しての留意事項について

1. ケアマネジャーが軽度者に対する福祉用具貸与について十分理解ができていること。
→別紙「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について」を確認してください。
2. 対象品目に関係する日常生活動作（状態像）が理解できていること。
→別紙「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について」の（表1）を確認してください。
3. 本人・家族の希望だけで導入しようとしていないこと。
→軽度者に対する福祉用具貸与は原則として給付対象外です。適切なケアマネジメントに基づいて貸与してください。
4. 主治医と連携し、本人の状態像について十分把握できていること。
→福祉用具貸与の状態像に関する医学的所見だけでなく、サービス提供上あるいは療養上の留意点、幅広い医学的意見の入手に努めてください。
5. 主治医の所見に基づき、別紙「軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について」の（表2）の i～iii のいずれに該当するか判断できていること。
6. サービス担当者会議で、福祉用具の必要性、効果等が検討されていること。
→本人の身体状況、生活環境等からなぜ福祉用具が必要なのか、福祉用具を利用することで本人の身体、生活にどのような改善が見込まれるのか等を検討してください。
※身体状況…（表2）の状態に該当する方が例外給付申請の対象ですので、その状態に当てはまるか確認・検討してください。
7. 上記3～6ができているかケアプラン及び支援経過記録を見て客観的に判断できること。
→上記3～6が適切にできていても、記録になければ客観的に判断できません。他の人が見ても例外給付の対象になるか判断できる記録を心がけてください。
8. サービス開始後、モニタリングを行い、状態の把握や福祉用具の必要性の見直しができていること。
→モニタリングの結果は必ず記録してください。